

# 公益社団法人京都府看護協会選挙規程

## 第1章 総 則

### (目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人京都府看護協会の役員及び推薦委員（以下「役員等」という。）の選挙に関し、必要な事項を定める。

### (選挙事務の管理)

**第2条** 役員等の選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。ただし、選挙は、総会議長の指揮下で執行する。

### (選挙の期日)

**第3条** 選挙は、総会において執行する。

## 第2章 選挙管理委員会

### (選挙管理委員の選任)

**第4条** 選挙管理委員会の委員（以下「選挙管理委員」という。）は、正会員のうちから会長が推薦し、定時総会において選任する。

### (選挙管理委員の任期)

**第5条** 選挙管理委員の任期は、選任された定時総会の終結の日の翌日から次年度の定時総会の終結の日までとする。

### (選挙管理委員会の組織)

**第6条** 選挙管理委員会は、委員5名以上21名以内をもって構成する。

2 選挙管理委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によって決する。

### (選挙管理委員会の任務)

**第7条** 選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるよう配慮しなければならない。

2 選挙管理委員会は、次の事務を行う。

- (1) 選挙に関する公示
- (2) 立候補の届出の受理
- (3) 推薦委員会による候補者推薦の届出の受理
- (4) 立候補者及び推薦候補者の公示
- (5) 投票の管理及び開票
- (6) 候補者別得票数の確定
- (7) 総会議長への選挙結果の報告
- (8) 選挙結果の公示
- (9) その他役員等の選挙事務の管理に必要な事項

### (選挙管理委員の資格喪失)

**第8条** 選挙管理委員が役員等の候補者となったときは、選挙管理委員の資格を喪失する。

## 第3章 選挙の公示、候補者の届出及び候補者の公示

### (選挙の公示)

**第9条** 選挙管理委員会は、選挙の4箇月前までに機関紙などにより次の事項を会員に公示しなければならない。

- (1) 選挙する役員等の種類及び選挙の定数

- (2) 選挙の期日及び場所
  - (3) 立候補の届出期間
  - (4) 推薦委員会による推薦者の届出期間
- (立候補の届出)

**第10条** 役員等になろうとする者（以下「候補者」という。）は、5名以上の正会員の推薦を受け、前条の規定により公示された届出期間内に立候補届（第1号様式）により選挙管理委員会に届け出なければならない。

- 2 前項の候補者のうち、地区理事の候補者は、当該地区支部に属する正会員でなければならぬ。

(推薦委員会による候補者の推薦)

**第11条** 推荐委員会は、候補者を推薦するときは、被推薦者の承諾を得た後、候補者推薦届（第2号様式）により選挙管理委員会に届け出なければならない。

(候補者の辞退)

**第12条** 候補者がその届け出後に候補者を辞退しようとするときは、第9条第3号及び第4号により公示された候補者の届け出期間内に選挙管理委員会に届け出なければならない。

(候補者の公示)

**第13条** 選挙管理委員会は、候補者の氏名、職能、所属、会員歴、協会活動歴及び抱負を機関紙などに掲載して選挙の期日の30日前までに会員に公示しなければならない。

(候補者氏名等の掲載順序)

**第14条** 候補者の氏名等の掲載は、役員等の種類ごとに区分して行うこととし、それぞれの区分において2名以上の候補者がある場合の掲載順序は、選挙管理委員会がくじで定める。

- 2 前項のくじは、あらかじめ選挙管理委員会が指定する者が候補者に代わりくじを引くことにより行う。

## 第4章 投票及び開票

(選挙の方法)

**第15条** 選挙は、総会会場において投票用紙により投票する方法により行う。

(選挙の開始宣言等)

**第16条** 総会議長は、前項の選挙を開始するときは、議場を閉鎖し、出席正会員及び議決権の数を確認して議場に報告した後、選挙の開始を宣言しなければならない。

- 2 前項の報告の後、選挙の開始宣言までの間にやむを得ない事情により会員が退場するときは、議長の承諾を得なければならない。

(投票の方法)

**第17条** 投票は、正会員1名につき1票とし、無記名式とする。

- 2 投票用紙は、選挙管理委員が配布する。
- 3 投票用紙には、役員等の種類、選挙の定数、候補者の氏名をあらかじめ記載し、当該氏名ごとに指定の記号を付すための空欄を設ける。
- 4 前項の候補者の氏名は、第14条第1項に規定する順に記載する。

(投票箱の管理)

**第18条** 選挙管理委員は、投票開始前に投票箱を点検し、不正がないことを2名以上の正会員に確認させるとともに投票を監視する。

- 2 選挙管理委員は、投票が終了したときは、投票箱をその場で封印し、所定の場所に保管す

る。

(投票の記載及び投函)

**第19条** 投票は、役員等の種類ごとに選挙の定数に見合う候補者に指定の記号を付けて所定の投票箱に投函することにより行う。

(無効投票)

**第20条** 次の投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙以外の用紙を使用したもの
- (2) 指定の記号以外で記載したもの
- (3) 選挙の定数を超えて記号を記載したもの

(無効投票等がある場合の他の投票の効力等)

**第21条** 選挙の定数を超えない記号を記載した連記投票において、前条第2号により無効とされた記号による投票と指定の記号による投票が混在するときは、指定の記号による投票に限り有効とする。

2 指定の記号を記載した連記投票で、記号の数が選挙の定数に満たない投票は、有効とする。

(開票立会人)

**第22条** 選挙管理委員会は、正会員の中から開票立会人2名を選任しなければならない。

2 開票立会人は、選挙管理委員長が指名する。

3 開票立会人は、開票作業の開始から終了まで開票作業に立会わなければならない。

(開 票)

**第23条** 選挙管理委員会は、次により開票を行う。

- (1) 投票総数を確認する。
- (2) 有効投票と無効投票の分類を行う。
- (3) 候補者ごとに得票の集計を行う。
- (4) 集計後、投票用紙は役員等の種類別に整理し、保管できるよう取りまとめる。

2 選挙管理委員会は、会員以外の者を雇用して開票を補助させることができる。

3 開票場には選挙管理委員長の許可のある者以外の立ち入りを禁止する。

(選挙結果報告)

**第24条** 選挙管理委員会は、開票が完了したときは、候補者別の得票数等を選挙結果報告書に取りまとめて総会議長に提出しなければならない。

(当選者等の決定)

**第25条** 総会議長は、前条の報告があったときは、有効投票の過半数を得た者のうちから役員等の種類ごとに得票数の多い順に選挙の定数の枠に達するまでの者を当選者に、有効投票の過半数を得て選挙の定数の枠を超えた候補者のうち最多数の得票を得た者を次点にそれぞれ決定し、会長及び議場の会員に報告しなければならない。

2 前項の処理において得票同数者がある場合の当選者は、総会議長がくじで定める。

(選挙録)

**第26条** 選挙管理委員会は、選挙の経過を記録した選挙録を作成しなければならない。

2 前項の選挙録は、役員等の種類ごとに整理し、それぞれについて得票数の多い順に候補者を並べて得票数を記入した後、当選、次点を表示するとともに、鑑を付して綴り込み、鑑には選挙管理委員全員、総会議長及び開票立会人全員が署名捺印しなければならない。

(当選者等の公示)

**第27条** 選挙管理委員会は、当選者及び次点者を会員に公示しなければならない。

## 第5章 雜 則

### (会員外から選任する監事への適用除外)

**第28条** この規程は、会員外から選任する監事には適用しない。

### (規程の改廃)

**第29条** この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### (委 任)

**第 30 条** この規程のほか、役員等の選挙に関し、必要な事項は理事会に諮り会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日までに公示された選挙で、選挙の期日がこの規程の施行日以後となるときは、この規程の施行日前の処理についてもこの規定により行われたものとみなす。
- 3 第5条に規定する選挙管理委員の任期の終期は、この規定の施行日の前日に選挙管理委員の職にある者についても適用する。

第1号様式（第10条関係）

公益社団法人京都府看護協会 役員、推薦委員立候補届

年 月 日

公益社団法人京都府看護協会選挙管理委員会委員長 様

【立候補者】

役員等の種類	候補者	フリガナ 氏名	印
京都府看護協会会員番号		職種 (○印をつけてください)	保 助 看 准看
勤務先 (所属部署)	( )		
住所(自宅)	〒 -		
所属地区支部			
会員歴	京都府看護協会会員歴 年	日本看護協会会員歴 年	
協会活動歴			
抱負			

【推薦人】

番号	推薦人氏名	勤務先(所属部署)	京都府看護協会会員番号
1	印		
2	印		
3	印		
4	印		
5	印		

注：用紙はA4縦とする。

第2号様式（第11条関係）

公益社団法人京都府看護協会 役員、推薦委員候補者推薦届

年 月 日

公益社団法人京都府看護協会選挙管理委員会委員長 様

公益社団法人京都府看護協会推薦委員会

委員長氏名

印

【推薦候補者】

役員等の種類	候補者	フリガナ 氏名		承諾印
京都府看護協会会員番号		職種 (○印をつけてください)	保 助 看 準看	
勤務先 (所属部署)	( )			
住所(自宅)	〒 -			
所属地区支部				
会員歴	京都府看護協会会員歴 年	日本看護協会会員歴 年		
協会活動歴				
抱負				

\*本届は、推薦委員会委員長署名捺印欄を除き被推薦者本人が記入すること。

注：用紙はA4縦とする。